議案第１０９号

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例

小田原市水道給水条例（平成２年小田原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市以外の法第３条第５項の水道事業者が法第１６条の２第１項の規定により指定した業者（以下「他水道事業者指定事業者」という。）が給水装置工事（軽微な変更を除く。）を施行する必要があると事業管理者が認めるときは、この限りでない。

第５条第２項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書の規定により事業管理者が認めるときにあっては、指定給水装置工事事業者又は他水道事業者指定事業者）」を加える。

第３３条第２項第３号中「指定給水装置工事事業者」の次に「（第５条第１項ただし書の規定により事業管理者が認めるときにあっては、指定給水装置工事事業者又は他水道事業者指定事業者）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和　８　年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行者の確保を図る観点から、当該工事の施行者に係る特例を定めるため提案するものであります。